



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 6 月18日 (木曜日) 第 2701 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 1		○個人情報保護制度の運用状況…………… (総務課) 4
<b>告 示</b>		○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 5
○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1		○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 5
○民有林の保安林の指定予定 (2 件) …… (自然環境課) 2		○入札公告…………… 5
○宮崎県漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開…………… (水産政策課) 2		○落札者等の公告…………… 7
○家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 2		<b>公安委員会告示</b>
<b>公 告</b>		○特別遊泳場の指定…………… 7
○公文書開示等の状況…………… (総務課) 2		<b>労働委員会告示</b>
		○労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定…………… 7
		<b>正 誤</b>
		○平成26年 7 月 3 日付け県公報 (第2604号) 中…………… 7

## 規 則

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 6 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第39号

#### 宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則 (昭和52年宮崎県規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工作物の基準)	(工作物の基準)
第34条 条例第29条第 1 項第 1 号の知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとす。	第34条 条例第29条第 1 項第 1 号の知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとす。
(1) 海面以外の区域 ア～ケ [略]	(1) 海面以外の区域 ア～ケ [略]
(2) [略]	<u>コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和 1,000平方メートル</u> (2) [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年 8 月31日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、この規則による改正後の宮崎県立自然公園条例施行規則第34条第 1 号コの規定は、適用しない。

## 告 示

第 1 項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成27年 6 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 394号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000157	住宅型有料老人ホーム 太田の里	宮崎市太田3丁目8番 31号	株式会社福太郎みやざ き	宮崎市太田3丁目8番 30号	平成27年6月3日
451300004	指定訪問介護事業所ふ くちゃん	宮崎市太田3丁目8番 31号	株式会社福太郎みやざ き	宮崎市太田3丁目8番 30号	平成27年6月3日

**宮崎県告示第 395号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字財木1320-118
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字財木1320-118（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 396号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字楮株86-9、字小八重 203-27
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字楮株86-9・字小八重 203-27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 397号**

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第32条第5項において準用する同規則第30条第2項の規定により、聴聞の期日における審理を次のとおり公開により実施する。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 聴聞の日時  
平成27年6月23日（火曜日）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 聴聞の場所  
宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館6階161号室
- 3 予定される不利益処分の内容  
宮崎県漁業調整規則第32条第1項の規定による小いわし小型機船船びき網漁業の許可に係る制限又は条件の付加
- 4 聴聞に関する事務を担当する部局等  
宮崎県農政水産部水産政策課漁業・資源管理室 電話番号0985(26)7146

**宮崎県告示第 398号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	都城市	平成27年6月11日

**公 告**

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、平成26年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 公文書の開示請求の処理状況 (件)

請求書 受 付 件 数	決 定 等 の 内 訳						合 計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5,716	5,539	106	13	37	0	237	5,932

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況 (件)

区 分	個 人	法人その他の団体	合 計
県 内	494	4,569	5,063
県 外	383	270	653
小 計	877	4,839	5,716

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳						
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
知       事	総合政策部	17	1	9	0	4	0	3
	総 務 部	60	43	6	0	3	0	8
	福祉保健部	177	111	27	4	9	0	26
	環境森林部	365	341	8	0	6	0	10
	商工観光 労働部	36	21	6	2	1	0	6
	農政水産部	681	653	8	0	2	0	18
	県土整備部	4,092	3,939	12	0	1	0	140
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
小 計	5,428	5,109	76	6	26	0	211	
教 育 委 員 会	82	35	11	7	11	0	18	
選挙管理委員会	15	6	8	0	0	0	1	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	

監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	221	206	11	0	0	0	4
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	69	67	0	0	0	0	2
病 院 事 業 管 理 者	107	106	0	0	0	0	1
地 方 二 公 社	10	10	0	0	0	0	0
合 計	5,932	5,539	106	13	37	0	237

4 不服申立ての件数  
3件

5 不服申立ての処理状況

不服申立ての案件	実 施 機 関	不 服 申 立 て 年 月 日	公 文 書 開 示 審 査 会		不 服 申 立 て に 対 する 決 定	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	決 定 年 月 日	決 定 の 内 容
教育委員会（教職員課）が行った公文書不開示決定に対する異議申立て	教 育 委 員 会	平 成 26 年 6 月 18 日	-	-	-	-
知事（高岡土木事務所）が行った部分開示決定に対する異議申立て	知 事	平 成 27 年 1 月 19	-	-	-	-

	日						
知事 (中央保健所) が行った部分開示決定に対する異議申立て	知事	平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年 4 月 8 日	-	-	-	-

事	環境森林部	2	2	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	19	13	3	0	3	0	0
	県土整備部	3	1	2	0	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小計	52	35	13	1	3	0	0
教育委員会	8	7	1	0	0	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	2	1	1	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	25	3	21	0	1	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
合計	87	46	36	1	4	0	0	

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
3,208	1,595	968	249

宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第52条の規定により、平成26年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
84	87	46	36	1	4	0	0

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0
知事	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総務部	11	11	0	0	0	0
	福祉保健部	17	8	8	1	0	0

(2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況 (件)

実施機関	該当試験数	開示件数
議会	0	0
知事	総合政策部	0
	総務部	5
	福祉保健部	14
	環境森林部	2

事	商工観光 労働部	6	9	宮崎県知事 河野俊嗣
	農政水産部	6	0	
	県土整備部	1	0	
	関係部共管	0	0	
	会計管理局	0	0	
	小計	34	60	
教育委員会	4	1,075		
選挙管理委員会	0	0		
人事委員会	12	468		
監査委員	0	0		
公安委員会	0	0		
警察本部長	0	0		
労働委員会	0	0		
収用委員会	0	0		
海区漁業 調整委員会	0	0		
内水面漁場 管理委員会	0	0		
公営企業管理者	0	0		
病院事業管理者	4	13		
合計	54	1,616		
<p>(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。</p> <p>2 保有個人情報の訂正請求の状況 該当なし</p> <p>3 保有個人情報の利用停止請求の状況 該当なし</p> <p>4 不服申立ての件数 0件</p>				
<p>宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。</p> <p>平成27年6月18日</p>				
<p>1 免税証の種類 10ℓ券6枚 20ℓ券3枚</p> <p>2 用途 木材加工業</p> <p>3 記号及び番号 10ℓ券C 6501346～C 6501351 20ℓ券E 6500660～E 6500662</p> <p>4 有効期間 平成27年4月1日から平成27年9月30日まで</p> <p>5 免税証に記載した販売店の名称 株式会社コーソク 日向木脇SS</p> <p>6 紛失年月日 平成27年6月1日</p>				
<p>家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成27年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成27年6月18日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>				
<p>1 開催期日 平成27年9月28日（月曜日）から10月27日（火曜日）まで</p> <p>2 開催場所 西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場</p> <p>3 家畜の種類 牛</p> <p>4 受講申込手続 (1) 受講願書の受付期間 平成27年7月1日（水曜日）から7月17日（金曜日）まで (2) 受講願書の提出先 最寄りの家畜保健衛生所 (3) 受講願書の提出 所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。</p> <p>5 受講手数料 35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）</p> <p>6 その他 (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。 (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。</p>				
<p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>平成27年6月18日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>				
<p>1 競争入札に付する事項 (1) 借入物品及び数量 宮崎県指紋情報高度利用システム機器一式</p>				

<p>(2) 借入物品の特質等 仕様書による</p> <p>(3) 契約期間 平成27年12月1日から平成32年11月30日まで</p> <p>(4) 納入場所 宮崎県警察本部刑事部鑑識課</p> <p>(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。</p> <p>(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。</p> <p>(7) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団</p>	<p>をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。</p> <p>4 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成27年7月21日(火)午後5時までに下記11の場所に提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。また、当該書類を郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成27年7月21日(火)午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成27年6月18日(木)から平成27年7月27日(月)まで</p> <p>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成27年6月18日(木)から平成27年7月21日(火)まで</p> <p>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>7 入札及び開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部7階703会議室</p> <p>(2) 日時 平成27年7月28日(火)午後1時30分</p> <p>8 入札保証金</p> <p>宮崎県財務規則第100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局</p> <p>宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>宮崎市旭1丁目8番28号</p> <p>郵便番号 880-8509</p> <p>電話番号0985(31)0110</p> <p>12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased:An advanced apparatus of utilizing fingerprint's information, 1set</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 21 July,2015</p>
---	--

(3) Contact point for the notice : Finance Division,Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi,Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成27年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 契約に係る借入物品及び数量
宮崎県立看護大学情報端末機器 (パソコン、プリンタ等) 及び授業支援システム 一式
2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立看護大学総務課財務担当 宮崎市まなび野3丁目5番地1
3 契約の相手方を決定した日
平成27年5月27日
4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 福岡市博多区博多駅前3丁目30番23号 SCSK株式会社
(2) 東京都港区西新橋3丁目9番4号 三井住友ファイナンス&リース株式会社
5 契約金額
54,529,200円

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第54号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例(平成4年宮崎県条例第37号)第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成27年6月18日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

Table with 3 columns: 海水浴場等の名称, 所在地, 指定期間. Rows include 青島海水浴場, 白浜海水浴場, 富士海水浴場, 大堂津海水浴場, 日南市栄松ビーチ, 高鍋海水浴場.

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、宮崎市が経営する地方公営企業に勤務する職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、宮崎市上下水道局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成25年宮崎県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

平成27年6月18日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

- 1 地方公営企業等の名称
宮崎市上下水道局
2 労働組合の名称又は表示
全水道宮崎水道労働組合
3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

Table with 2 columns: 勤務箇所, 職名. Rows include 上下水道局, 富吉浄水場, 宮崎処理場.

4 認定年月日

平成27年6月1日

正 誤

平成26年7月3日付け県公報(第2604号)中

Table with 4 columns: ページ, 段, 行, 誤, 正. Contains financial data for page 8, comparing '誤' and '正' columns for assets and liabilities.

--	--